

令和 6 年度 自治基本条例の運用状況検証結果報告書

検証の対象年度 令和 5 年度

検 証 条 項

第 17 条	情報公開と説明責任
第 28 条	総合計画
第 30 条	行政評価
第 31 条	情報公開・情報共有
第 32 条	附属機関等における委員の公募
第 33 条	参加の保障
第 39 条	運用状況の検証
第 40 条	条例の見直し

令和 7 年 3 月
おいらせ町自治推進委員会

自治基本条例第39条の規定に基づき、本条例の運用状況を検証するため、令和6年5月21日から令和7年3月18日にかけて5回の自治推進委員会を開催し、検証を行いましたので、その結果を報告します。

1. 行政の役割と責任 第17条 情報公開と説明責任

行政が情報の公開と提供に努めているかどうかを検証した。本条は、町の施策の立案から実施、評価までの情報を積極的に公開・提供することで、多くの町民に分かりやすく説明する責任があることを定めたものである。

【検証結果】

- ・行政はおおむね、情報を積極的に公開し、提供に努め、多くの町民に分かりやすく説明している。

【参考意見】

- ・公開する側だけでなく、情報を受け取る側も積極的に広く動いていかなければ興味のある情報に気づけないということもある。

2. まちづくりのしくみ 第28条 総合計画

総合計画策定の取り組み状況について検証した。本条は、計画的な行政運営を行うため、総合計画について町民と情報を共有しながら策定することを定めたものである。

【検証結果】

- ・計画策定の過程については、おおむね当条項の主旨に沿って取り組まれている。

【参考意見】

- ・総合計画上の防災関連について、これまでの取り組みも大事ではあるが、もっと女性や子どもの安全対策を強化する考え方も大事ではないか。

3. まちづくりのしくみ 第30条 行政評価

町の事業について、結果を評価して次年度以降の事業に活かす取り組みができているかどうか、評価作業に町民が関わることのできる体制を整えているかどうかを検証した。本条は、行政が効率的な行政運営を行うため、事業評価作業に町民が関わることのできる体制を整えることを定めたものである。

【検証結果】

- ・町の事業を評価する作業に町民が関わるための体制づくりについて、行政の努力は一定程度なされている。

【参考意見】

- ・行政側は評価作業にかかるコストも考慮したうえで適切に実施されたい。

4. まちづくりのしくみ 第31条 情報公開・情報共有

行政が、苦情や相談に対処した結果を、可能な限り公開しているかどうかについて検証した。本条は、行政に関する情報公開について、広報やホームページの公開に加え、委員会や附属機関の公開などで情報共有を進めることなどを定めたものである。

【検証結果】

- ・ 情報公開については、ホームページ及び広報紙で公開がなされている。
- ・ 苦情や相談について、可能なものは公開されている。

【参考意見】

- ・ 若い層への宣伝周知については、ホームページよりもSNSの方が効果的になってきている。

5. まちづくりのしくみ 第32条 附属機関等における委員の公募

附属機関や懇談会等の委員について、一般町民から公募をしているかどうかについて検証した。本条は、町民の参加を保障する観点から、町の計画や施策を検討する委員選考にあたって公募を行うことを定めたものである。

【検証結果】

- ・ 公募は行われているが、公募可能なものをさらに拡大するよう求める。

【参考意見】

- ・ 例として、委員のすべてを公募枠とし、選定後に不足する委員を関係機関から集めるといった取り扱いはできないだろうか。

6. まちづくりのしくみ 第33条 参加の保障

町民が町長や町職員と直接意見交換のできる機会を設けているかなどを検証した。本条は、行政が町民と直接意見交換する機会を設けること、パブリック・コメントの機会を設けることを定めたものである。

【検証結果】

- ・ 行政との直接対話の機会や、パブリック・コメントの機会は設けられている。

【参考意見】

- ・ パブリック・コメントの意見があまり出ていない点について、町民の意識向上を待ちたい。

7. 施行後の検証と見直し 第39条 運用状況の検証

8. 施行後の検証と見直し 第40条 条例の見直し

自治基本条例に基づく提言書への行政の対応状況等について検証した。本条は、条例の定期的検証を毎年行い公表することや、条例の検証が町民を含む別の組織が行うこと等について定めたものである。

【検証結果】

- ・条例の規定に基づき自治推進委員会で毎年度検証作業及び公表が行われているが、今後も継続する必要がある。

【参考意見】

- ・令和5年度に見直し作業及び行政に対する提言がなされ、取り組みについての対応状況について確認した。行政は提言内容を踏まえ事務改善に努め、自治基本条例に掲げられた項目を着実に実現するべきである。

以上、検証結果の報告とします。

なお、運用条項検証資料については、別紙をご参照ください。

令和7年3月

おいらせ町自治推進委員会

委員長 福原 仁一

副委員長 道川 正

委員 竹内 かつ子

委員 吉田 絹恵

委員 花岸 隆

委員 高橋 恵里